

平成31年度予算編成方針

1. 国の動向

「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、少子高齢化が進む中、持続的な成長経路の実現に向け、「人づくり革命」及び「生産性革命」を実現・拡大し、潜在成長率の引上げを進めるとともに、成長と分配の経済の好循環の拡大を目指すことが示されている。

国の平成31年度予算の概算要求の基本的な方針においては、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに、重要課題に係る取組を推進するため「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けるなど予算の中身を大胆に重点化することが示されている。

こうした中、地方財政についても、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について平成30年度地方財政計画と同水準を確保するとされているものの、国の一般会計の概算要求が100兆円を超えていることを踏まえると地方交付税等について厳しい調整が行われることも予想され、地方交付税、社会保障制度、税制改正など今後の予算編成の動向は不透明であり、国の動向を十分注視していく必要がある。

2. 本市の財政状況及び今後の財政見通し

本市の財政状況は、これまでの行政改革大綱等に基づき、歳出削減や歳入確保等に努め一定の成果を収めてきたものの、人口減少と高齢化の進行により、歳入では、地方交付税等の減少、歳出では、社会保障関係費等の増加により、平成29年度決算における経常収支比率が県内ワースト 1位の95.8%となったほか、各種財政指標も悪化しており、平成30年度の予算編成でも財政調整基金その他各種基金の大幅な取崩しにより対処してきたところである。

今後も、地方交付税等の減少や社会保障関係費等の増加に加え、公共施設等の老朽化に伴う更新・維持管理経費の増加などが見込まれており、極めて厳しい財政状況が続くものと見込まれる。

平成31年度の予算編成にあたっては、このような状況を鑑み、持続可能な財政基盤を築くため、第3次行政改革大綱等に掲げた取組項目の適切な推進により、単年度の収支バランスの改善と必要な施策を実行するための財源を確保しながら、既存の事務事業の取捨選択、優先順位の徹底、ゼロ予算の検討、公共施設等の適正な配置など抜本的な見直しによる行財政改革にこれまで以上に全庁体制で取り組み、喫緊の行政課題に対応するために予算の重点化を図る必要がある。

3. 予算編成の方針

今後、極めて厳しい財政状況が予想される中、平成31年度の予算編成は中長期的な財政の健全性を堅持することを前提に本市将来都市像の実現に向け、次に掲げる方針に基づき行う。

記

1. 政策的事業の推進

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は計画期間の最終年度に当たることから、同戦略に掲げる施策・事業については、国庫補助金等を活用しながらKPI（重要業績評価指標）の達成に向け、実効性、効率性等を十分に分析、検証したうえで重点的に取り組むこと。

併せて、市長マニフェストに掲げられた施策・事業についても、優先度、財源等を勘案しながら具体化に向けて取り組むこと。

なお、予算要求にあたっては、行財政運営のスリム化や効率化を図るため、重複・関連する既存事業については統廃合等を十分精査することとし、新規事業や既存事業の拡充についても、スクラップ・アンド・ビルドを行ったうえで国庫補助金・交付金等の各種制度について広く検討し、できるだけ有利な財源を活用して要求すること。また、事業効果が検証できる成果指標（具体的な目標数値）と事業期間（終期）を予め示した上で要求すること。

2. 投資的経費の取扱い

普通建設事業等の投資的経費については、補助・単独を問わず、市民ニーズや事業効果を勘案したうえで真に必要な事業を絞り込み要求することを基本とする。

また、公共施設の整備にあたっては、公共施設等総合管理計画を踏まえ、既存施設の長寿命化、多目的化・複合化及び将来を見据えた適正配置を考慮して計画すること。

3. 徹底した行財政改革と経常経費の削減

第3次行政改革大綱推進計画に基づき、市民ニーズや事業効果を的確に捉え、事業の選択と集中による既存の事務事業等の改善や廃止を含めた見直しを行うこと。

引き続き、前例踏襲からの脱却による歳出経費の見直しを図るため、物件費等の経常経費（義務的経費、債務負担行為設定額等を除く）に係る各課への配分は、原則として平成30年度当初予算額の99%以内とすること。

また、平成30年度から31年度において市単独補助金全般を抜本的に見直すこととしており、平成30年度までと期間が定められている補助金等は廃止を前提とし、それ以外のものについても、その効果等を十分検証し、役割を終えたものやこれまで以上の効果が期待できない制度は、廃止・縮減を検討すること。

4. 国・県の動向の把握と対応

今後、国・県においては地方創生や働き方改革、人材投資、子育て支援等の実現に向けた制度改革や経済対策等が予想されるが、関係府省庁等の動きについては所管課において的確に把握し、財政課と連携を図りながら対応すること。

5. 市議会等への回答の対応

市議会等から指摘を受けて検討・整備すると回答したものや監査委員からの決算審査等で指摘されているものについては、国県補助金・交付金等の各種制度についても広く検討し、具体化に向けて取り組むこと。

6. 消費税増税に関する取扱い

来年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられる見込みであり、影響分については、原則転嫁するものとする。その際、歳入歳出の影響額を的確に反映させるとともに、使用料見直しの条例改正など事務処理に遺漏のないようにすること。

7. 特別会計・公営企業会計の健全化

特別会計・公営企業会計についても、一般会計と同様、徹底した事務事業の見直し、経常経費の削減を行うこと。また、独立採算の原則を認識し、消費税の転嫁を含めた使用料の見直し、運営の合理化・効率化に努め、安易に一般会計からの繰入金に依存しないよう計上すること。